

国民健康保険・補助

- ① 国民健康保険の説明
- ② 留学生が受けることができる国民健康保険の補助
 - ・立命館大学**父母教育後援会**留学生支援事業
(正規学部留学生対象)
 - ・**京都市**外国人留学生国民健康保険料補助事業
(京都市に住む私費外国人留学生対象)

補助に関する案内は、**留学生メールリスト**または、**manaba+R**へ配信しますので、定期的に確認をお願いします！
* 上記両制度は変更の可能性もあります！



国民健康保険とは？

国民健康保険は、学生など他の健康保険制度に入っていない人を対象とした公的保険制度です。

3ヶ月以上日本に滞在予定の留学生はすべて加入が義務付けられています。また、任意に脱退することはできません。

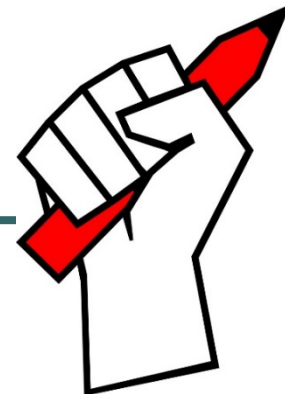
加入すると：

病院で診察、治療を受けた場合自己負担が原則30%になります。

例) 本来¥1000かかった医療費が¥300の負担ですみます



加入手続きと届出



☞ 加入手続きは、住所のある区役所もしくは市役所で
「在留カード」とパスポートを持参

*前年度に収入が少ない場合、保険料の減免を受けることができます。(年度ごとに申請する必要があります。)

☞ 転入届け(住民登録)を行った時点から資格発生

！注意！

①住民登録後すぐに加入しなかった場合、加入以前の保険料も**さかのぼって徴収されます！**

②加入が遅れてしまった期間にかかった医療費は**全額自己負担**となります。

☞ 入学前に日本国内に居住していた留学生は、住所変更の際に、国民健康保険の加入手続き変更も行う。

以前の住所の保険証は使えません！

保険証について

国民健康保険 有効期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日
被保険者証 交付年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

記号 京 〇〇〇〇〇〇 番号 〇〇〇〇

氏名 京都 太郎 性別 男

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

資格取得日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

世帯主氏名 京都 太郎

住所 京都市〇〇区〇〇町〇〇番地

保険者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

京都市 京都市印
(〇〇区役所)

見本

有効期限に注意しましょう。
毎年11月頃に新しい保険証が
郵送されてきますが、保険料未払いなどの理由で
有効期限が短い可能性もあるので注意してください。

「住所」は、常に現住所であるようにしてください。
転居などの際は、必ず新しい区役所・市役所で
新しい保険証の交付を受けてください。

医療機関にかかる際や、保険料補助申請の際には、
上記2点が有効の物しか提出できません。
注意してください！



国民健康保険の支払い方

請求書 (請求書) 支払金額 ¥1,700 支払締切 22年11月30日

領収書 (領収書) 支払金額 ¥1,700 支払日付 22年11月30日

加入後数ヶ月以内にこのような請求書が郵便で届きます。

- 支払い方:- 請求書と支払い金額を最寄のコンビニに持っていく。
- 請求書をレジの店員に渡し、支払い金額を払う。
 - 店員にもらった領収書を保管しておく。

- 注意点:- 数ヶ月分をまとめて払いたい場合は、その分の請求書と金額を渡してください。
- 支払いは区役所や大手銀行の窓口でも可能です。
 - 支払いは現金でのみ可能です。

注意点

- 保険料は,1年間分を6月から翌年3月までの10回の納期に分けて請求が行われます。

2020年1月～12月										2021年1月		
2019年度			2010年度									
8期	9期	10期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

- * 1つの請求書が1か月分の保険料に相当するわけではない
- * 収入状況により請求額が決まります。毎年3月下旬ころに所得申告書が届くので、記入し、必ず返送するようにしてください。返送しないことで翌年度の保険料が大幅に上がって請求される学生がたくさんいます。気をつけてください。

① 立命館大学

父母教育後援会留学生支援事業

対象: 父母教育後援会に加入している正規課程の学部留学生

内容: 保険料の一部補助(年間5,000円)

募集: 前期 / 後期 (申請はどちらか1回のみ)

- * この補助を受けるためには、年度ごとの申請が必要です。
- * 国民健康保険料の未納があれば補助を受けることができません。
- * 変更になる場合もあります。

② 京都市

外国人留学生国民健康保険料補助事業

対象: 京都市在住で、在留資格「留学」の私費外国人留学生

内容: 保険料の一部補助 (月額700円)

募集: 9月頃予定 (年に一度)

*** 3月頃に追加申請が予定されています**

- * この補助を受けるためには、年度ごとの申請が必要です。
- * 国民健康保険料の未納があれば補助を受けることができません。
- * 補助金の振込金融機関はゆうちょ銀行に限定されています。
- * 変更になることもあります。

国民年金について

- ◆ 日本に住む20歳以上60歳未満のものは、留学生を含めて国民年金に加入し、保険料を納めることが法律で義務づけられています。
- ◆ ただし、学生の場合は、「学生納付特例」により、申請にもとづいて保険料の納付が猶予されます。(年度ごとに申請する必要があります。)

詳細は



「日本年金機構ホームページ」まで
<http://www.nenkin.go.jp/>

